

亀山市行政DX推進計画（最終案）に対する意見への回答

政策部DX・行革推進室

【会派及び会派に属さない議員の意見】

該 当 ページ	項 目	意 見	回 答
2	第1章 計画の概要 1節 計画策定の趣旨	行政の仕事において、デジタル技術（AI）の発展に後押しされ、一層効率化できる要素なども書き込んではどうか。 （例えば、地区によって排出量に差があるごみの収集ルートの再検討を行うことなど）	近年のAIの進展は目覚ましく、幅広い場面での活用が期待できるものです。こうしたことから、第2章「背景と課題」7ページ「(2) AI・RPAの活用」にAIの進展に関する記載を、第3章「基本理念と基本方針」25ページ「(3) AI・RPAの活用の拡充」にAI活用を検討する旨の記載をします。
10 15	第2章 背景と課題 1節 デジタル技術の進展 （5）オープンデータの推進 3節 国の取り組み （2）デジタル社会の実現に向けた法整備	オープンデータの推進により、個人が社会全体から監視され、監視社会になるのではないか。そのような懸念に対する見解を記述すべきである。	本市の行政情報オープンデータ化の取組は、亀山市オープンデータサイトにおいて、活用可能なデータを選定して公開することとしており、個人が特定される情報を取り扱うことはありません。こうしたことから、本市の取組により、直ちに、個人が社会全体から監視される監視社会へつながるものではないと認識しています。

該当 ページ	項目	意見	回答
11	第2章 背景と課題 1節 デジタル技術の進展	「(7) 5Gの登場」の次にweb 3.0の項目を追加すべきである。	Web 3.0については、従来のインターネットの在り方を変え、更に社会変革につながる可能性を秘めていることから、ご意見を踏まえ、第2章「背景と課題」第1節「デジタル技術の進展」に記載します。
24	第3章 基本理念と基本方針 2節 基本方針に基づく重点施策 2-1 基本方針1 (2) マイナンバーカードの普及促進	マイナンバーカードの普及促進のため、カードの利用可能な場面を増やし、市民にもっとPRする必要がある。	ご意見を踏まえ、第3章「基本理念と基本方針」24ページ「(1) 行政手続のオンライン化の推進」に、マイナンバーカードを活用した行政手続のオンライン化の記載に加えて、この取組の周知に努める旨の記載をします。

該 当 ページ	項 目	意 見	回 答
25	第3章 基本理念と基本方針 2節 基本方針に基づく重点施策 2-2 基本方針2 (1) 情報システムの標準化・共通化の推進	<p>「標準化・共通化を進めます」とあるが、国が進める「標準化・共通化」は、市の独自施策を実施できるようなカスタマイズができなくなる恐れがあるので、その点に触れることなく、「標準化・共通化」を進めるのは危険である。市の独自施策を実施できるようなカスタマイズを保障した上での「標準化・共通化」であることを記述すべきである。</p>	<p>情報システムの標準化・共通化について、国では、自治体独自の施策が阻害されないよう、標準的なオプション機能やパラメータ処理による対応、標準化対象外の事務を処理するアプリとの連携を可能とする対応等が検討されているところです。また、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第8条第2項において、必要最小限度のカスタマイズが認められています。こうしたことから、第2章「背景と課題」16ページ「(3) 自治体情報システムの標準化・共通化」に、標準化対象の事務以外の事務を実施するに当たり、最小限度のシステム改変や追加が可能な旨の記載をします。</p>

該 当 ページ	項 目	意 見	回 答
27	第3章 基本理念と基本方針 2節 基本方針に基づく重点施策 2-3 基本方針3 (2) オープンデータ化の推進	「市民の個人情報の保護が確実にされることを前提としたオープンデータ化の推進」と記述すべきである。	本市の行政情報オープンデータ化の取組は、亀山市オープンデータサイトにおいて、活用可能なデータを選定して公開することとしており、個人が特定される情報を取り扱うことはありません。こうしたことを踏まえ、第3章「基本理念と基本方針」27ページ「(2) オープンデータ化の推進」に、個人情報の保護を念頭に置いて取り組む旨の記載をします。